

ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDFファイル)は、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。



令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住所(〒) 番 町 丁目 番地
氏名(姓) 氏名 性別 年齢

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納税額等
	申告額	決定額(納付)			
令和1年 分					
令和2年 分					
上記					

備考(注)
○ 証明書の発行年度の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、繰上申告又は税務更正(延滞税等)の徴収による更正等により異動を及ぼす場合があります。

税務(証明) 番号
※記号は、間違いないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

署長印

旧デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住所(〒) 番 町 丁目 番地
氏名(姓) 氏名 性別 年齢
代表者 代表取締役 取締役

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納税額等
	申告額	決定額(納付)			
(注) 令和1年 分					
(注) 令和2年 分					
(注) 令和3年 1月 1日					
(注) 令和3年 1月 1日					

備考(注)
○ 証明書の発行年度の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、繰上申告又は税務更正(延滞税等)の徴収による更正等により異動を及ぼす場合があります。

代表取締役
取締役



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索



QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

R3 3

令和3年7月から、納税者から納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人(税理士等)がe-Taxを利用して、来署することなく交付請求、受領までの一連の手続きが可能となります。

